十　第八条第一号（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものにあつては、第二十六条第二項第三号）及び第四十四条第一項第七号に掲げる要件

第三章　救命設備の備付数量

第一節　救命器具

第一款　第一種船

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置用救命いかだ」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ

二　（略）

第二款　第二種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第五十六条　（略）

2　第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

第五十七条　（略）

2　第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　第一項の船舶であつてその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、救命艇又は救命いかだに代えて、管海官庁が適当と認める救命浮器（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合にあつては、救命浮器又は救命浮環）を備え付けることができる。

4　（略）

第五十八条　平水区域を航行区域とする第二種船には、最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行する第二種船にあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める第二種船にあつては、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器）を備え付けなければならない。

2　第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

第三款　第三種船

（救命艇及び救命いかだ）

第六十二条　（略）

2～7　（略）

8　第一項及び第二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

九　第八条第一号及び第四十四条第一項第七号に掲げる要件

第三章　救命設備の備付数量

第一節　救命器具

第一款　第一種船

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置用救命いかだ」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

二　（略）

第二款　第二種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第五十六条　（略）

2　前項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項各号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

第五十七条　（略）

2　前条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　第一項の船舶であつてその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環（ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、管海官庁が適当と認める救命浮器）を備え付けることができる。

4　（略）

第五十八条　平水区域を航行区域とする第二種船には、最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行する第二種船にあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環を備え付けなければならない。

2　第五十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定により備え付け救命浮環について準用する。

第三款　第三種船

（救命艇及び救命いかだ）

第六十二条　（略）

2～7　（略）

8　第一項及び第二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

（新設）